

平成30年 4月 2日
一部改正 令和元年10月 1日
一部改正 令和元年11月 1日

契約担当官
小月航空基地隊小月経理隊長

海上自衛隊小月航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海上自衛隊小月航空基地（以下「小月航空基地」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、小月航空基地が会計法（昭和22年法律第35条）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合せにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から5号まで及び第7号に規定する契約のうち、小月航空基地がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、「オープンカウンター方式による要求件名リスト」により、海上自衛隊ホームページ「調達情報」で公表する。

(参加資格)

第5条 見積合せに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 原則、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物

品の販売」及び「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされ、「中国地域」又は「九州・沖縄」地域の競争参加資格を有する者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。ただし、仕様内容等により契約担当官小月航空基地隊小月経理隊長が必要と認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることがある。

(4) 契約担当官小月航空基地隊小月経理隊長から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(見積書の提出等)

第6条 見積合せに参加を希望する者は、「オープンカウンター方式による調達要求件名リスト」から受注を希望する案件を選定し小月航空基地隊経理隊へ参加申込みを行い、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を確認した上、見積しなければならない。

2 前号において希望があれば、仕様書等をファックスにて受領することができる。

3 見積書の様式は、海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経理第183号。27.3.18）に規定する別冊第1「契約標準書式」（以下「契約書式」という。）書式第9によるものとする。

4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。

(1) 件名、金額、数量、調達要求番号、履行期限、履行場所を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印のこと。

(2) 見積金額を訂正しないこと。

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。

(4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積を提出しないこと。

(5) 前号に掲げるほか、契約担当官小月経理隊小月経理隊長の指示に違反しないこと。

5 仕様書等を受領の際に、前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、仕様書等受領時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積書提出期限の前日までに資格証明書を提出するものとする。

6 見積書の提出に当たっては、持参のほか郵送（書留又は簡易書留に限る。）又は託送（書留郵便又は簡易書留郵便と同等のものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

7 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

8 一度提出した見積書の引換え、変更及び取消しは原則認めないものとする。

(同等品の申請及び承認)

第7条 同等品による見積の提出を希望する者は、見積書提出前に契約書式第3「同等品承認申請書」により同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

- 2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）を基準とし、公表時において定めた見積書提出期限までに承認が得られるよう提出するものとする。

（見積合せ）

第8条 見積合せに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合せは、公表した見積書提出期限日に非公開で行うものとする。
- 3 見積書提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、小月航空基地が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

（無効な見積書）

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- （1）参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- （2）件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- （3）金額を訂正した見積書
- （4）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- （5）公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者の見積書
- （6）同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- （7）公表した見積提出期限までに提出されなかった見積書
- （8）仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- （9）前各号に掲げるほか、契約担当官小月航空基地小月経理隊長の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

（契約の相手方の決定）

第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加

することができない者があるときは、これに代わって小月航空基地隊経理隊の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンターの結果については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく情報の公表について」に該当しないため公表は行わないが、参加者からの照会には個別対応するものとする。

(その他)

第12条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべてオープンカウンター方式による見積合せに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合せを取り止めることがある。
- (3) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。